

「白神ねぎのん」着ぐるみ使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、能代市マスコットキャラクター「白神ねぎのん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 着ぐるみを使用しようとする者（以下「借受者」という。）は、あらかじめ「白神ねぎのん」着ぐるみ使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して市長に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用の許可)

第3条 市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き使用を許可するものとする。

- (1) 「白神ねぎのん」及び市のイメージや品位を損なうおそれがあると認められるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- (3) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあると認められるとき。
- (4) 借受者が能代市暴力団排除条例第2条で規定する暴力団及び暴力団員、又は暴力団と密接な関係を有する者であると認められるとき。
- (5) その他市長がその使用について不相当であると認められるとき。

2 市長は、前条の規定による申請を行ったものに対し、使用を許可するときは「白神ねぎのん」着ぐるみ使用許可通知書（様式第2号）を交付するものとする。

(使用料)

第4条 着ぐるみの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 借受者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可された用途のみに使用すること。
- (2) 使用にあたり事故等が発生しないよう万全の配慮をすること。
- (3) 使用期間を遵守すること。
- (4) 雨雪時に屋外で使用しないこと。
- (5) 汚損する可能性がある場合は使用しないこと。
- (6) その他市長の指示する条件に従うこと。

(使用方法)

第6条 借受者は、市から直接着ぐるみを借り受け、使用後は直接返却することを原則とし、その作業は借受者が行うものとする。

2 やむを得ず前項の作業を業者等に依頼する場合、その経費は借受者の負担とする。

(使用許可の取消し)

第7条 借受者が、第5条に定める事項を遵守しなかったとき、又はこの要領の規定に違反したときは、市長は、その許可を取り消すとともに、以後の使用は許可しない。この場合、借受者に損害が生じても市はその責めを負わない。

(原状復帰)

第8条 着ぐるみを汚損した場合は、借受者の責任と負担により修復又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定に関わらず、市長が着ぐるみの修復又はクリーニングを求めたときは、借受者はこれに従わなければならない。

(市の責任)

第9条 着ぐるみの使用により、借受者が受けた被害又は借受者が第三者に与えた損害については、市は一切の責めを負わない。

(その他)

第10条 この要領に定めるものの他、着ぐるみの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

「白神ねぎのん」着ぐるみ使用申請書

年 月 日

能代市長 様

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

能代市マスコットキャラクター「白神ねぎのん」の着ぐるみを使用したいので、下記のとおり申請します。

使用方法	イベント名称等 使用場所 使用方法 使用日時 年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分
使用期間	借受日 年 月 日（ ） 午前・後 時頃 返却日 年 月 日（ ） 午前・後 時頃 (平日の8:30～17:15まで。市役所閉庁日は除く。)
連絡先	氏名： 電話番号： メールアドレス：
添付書類	パンフレット、事業計画書等 ※イベント内容が分かる資料を添付してください。